［削る］

(1)　補償料等収入は、その他託送供給関連収益に括弧書として整理した額とすること。ただし、託送供給約款（一般ガス導管事業者にあっては法第48条第１項又は第２項の規定により認可を受けた託送供給約款（同条第６項若しくは第９項の規定による変更の届出があったとき、又は法第50条第２項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）をいい、特定ガス導管事業者にあっては法第76条第１項又は第２項の規定により届け出た託送供給約款をいう。以下同じ。）の料金を設定した際に、託送料金算定規則第７条（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則第30条）の控除項目として、これに係る金額を整理していなかった場合に限る。

(2)　［略］

(3)　調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額とすること。ただし、零を下回る場合にあっては、零とすること。

(4)　託送供給関連部門事業報酬額は、託送供給約款の料金を設定した際の事業報酬額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。ただし、承認事業者にあっては、法第49条第１項に規定する届出及び法第77条第１項に規定する届出を行った事業年度において別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書における託送資産合計に当該年度の事業報酬率を乗じて得た額とすること。

(2)　減少事業報酬額は、法第48第１項及び第２項の規定により認可を受けた（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た）託送供給約款の料金（以下「直近改定時料金」という。）を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。

(3)　補償料等収入は、その他託送供給関連収益に括弧書として整理した額とすること。ただし、直近改定時料金を設定した際に、託送料金算定規則第７条（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則第30条）の控除項目として、これに係る金額を整理していなかった場合に限る。

(4)　［略］

(5)　法人税等補正額は、託送供給関連部門の営業外費用（その他に限る。）、託送供給関連部門の営業外収益（雑収入を除く。）、託送供給関連部門の特別損益、補償料等収入及び最終保障供給取引損益に整理した額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。

［新設］

(5)　減少事業報酬額は、託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。

(6)　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）の合計額（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した特定ガス導管事業総原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）。）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

２．別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書及び１．の規定により作成した様式第３第１表の超過利潤計算書を基に、次の方法により様式第３第２表の超過利潤累積額管理表を作成すること。ただし、承認事業者については、(5)から(8)までは整理することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

(1)　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送供給約款の料金又は法第49条第１項の規定により届け出た料金（特定ガス導管事業者にあっては、法第77条第１項の規定により届け出た料金。）（以下「改定後料金」という。）を実施する場合は、零とすること。

［新設］

(6)　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。以下同じ。）の合計額（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した特定ガス導管事業総原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）。以下同じ。）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

２．別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書及び１．の規定により作成した様式第３第１表の超過利潤計算書を基に、次の方法により様式第３第２表の超過利潤累積額管理表を作成すること。

(1)　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金（特定ガス導管事業者にあっては、同規則第37条の規定により設定した料金。以下同じ。）を実施する場合は、零とすること。